

株 主 各 位

大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
株 式 会 社 ア ス モ
代表取締役社長 長 井 尊

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年12月18日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年12月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
当社本店2階 会議室
（末尾の会場ご案内をご参照ください。）

3. 目的事項 決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

- 第1号議案 新設分割計画承認の件（1）
- 第2号議案 新設分割計画承認の件（2）
- 第3号議案 取締役1名選任の件

＜株主提案＞

- 第4号議案 監査役3名解任の件

（議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（34頁）に記載のとおりであります。）

＜会社提案＞

- 第5号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asmo1.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 新設分割計画承認の件（1）

1. 新設分割を行う理由

当社は、食肉卸売事業、給食事業および介護福祉施設の入居斡旋事業を営んでおり、さらに、平成24年7月2日付で株式会社アスモ介護サービスを100%子会社として設立し、訪問介護事業を新たに開始いたしました。

このような状況の下、競合他社との差別化を図り、安定的な収益を確保することは容易ではなく最大の課題であり、各事業分野においては、より一層の専門性が求められると認識しております。

今回その認識に基づき、迅速で的確な対応、業務の効率化および経営責任の明確化、さらには事業分野に適応した人材の採用、教育により将来を担う経営者の育成を目的として、卸売事業の分社化を行い、さらなる企業価値の向上を目指すものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの新設分割の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画をご承認くださいますようお願いするものであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

本件新設分割設立会社の新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社アスモ（以下「当社」という。）は、当社の事業の一部を、新たに設立する株式会社アスモトレーディング（以下「新設会社」という。）に承継させるために会社分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

第1条（目的）

当社は、当社の卸売事業（以下「本件事業」という。）を新設会社に承継させるため、新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の本店所在地は、大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号とし、新設会社の商号、目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社アスモレーディング 定款」のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 奥田 宏、久保昌義、三森哲也
- (2) 設立時監査役 大西恭幸

第4条（新設会社が承継する権利義務）

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 設立時資本金額 10,000,000円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金額 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から（1）および（2）の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金額 0円
- (5) 設立時利益剰余金額 0円

第7条（分割期日）

本件分割の分割期日は、平成25年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第8条（分割条件の変更および本件分割の中止）

本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成24年10月26日

大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
株式会社 ア ス モ
代表取締役社長 長井 尊

株式会社アスモトレーディング 定 款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社アスモトレーディングと称する。

英文では、ASMO TRADING CORPORATIONと表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品の販売および加工業
2. 畜産物の生産、加工および販売
3. 食肉および畜産物の輸出入
4. 農産物の輸出入
5. 水産物の輸出入
6. 酒類および清涼飲料水の輸出入
7. ペットフードおよびペット用品の製造および販売ならびに輸出入
8. 前各号に附帯関連する業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

第 6 条 (株券の不発行)

当会社の株式については、株券を発行しない。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (相続人等に対する株式の売渡し請求)

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第 9 条 (株主名簿記載事項の記載の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第 10 条 (質権の登録および信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第 11 条 (手数料)

前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株

主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
3. 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第13条（株主の住所等の届け出）

当会社の株主および登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第14条（募集株式の発行）

募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
3. 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第15条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

第16条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第17条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第18条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

第20条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

第21条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

第22条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第23条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、累積投票によらない。

第24条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 25 条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は社長とする。
3. 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

第 26 条 (業務執行)

社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

第 27 条 (取締役会の設置)

当会社に取締役会を置く。

第 28 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 29 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしなくて取締役会を開催することができる。

第 30 条 (取締役会の決議)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 3 1 条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 3 2 条 (取締役会議事録)

取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 3 3 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 3 4 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 3 5 条 (社外取締役の責任制限)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監 査 役

第36条（監査役の設置）

当会社に監査役を置く。

第37条（監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

第38条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第39条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第41条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第42条（社外監査役の責任制限）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第44条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

第45条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

第46条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および前条の中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条（最初の事業年度）

第43条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から平成26年3月31日までとする。

第2条（附則の削除）

本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除するものとする。

承継権利義務明細表

第1 資産および負債

新設会社（株式会社アスモトレーディング）は、本件新設分割の日において、下記に記載する分割事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。新設会社の承継する資産および負債は、平成24年8月31日を算定基準日とし、同日現在の当社の貸借対照表を基礎として、本件新設分割の日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産（分割事業に属する資産）

(1) 流動資産

分割事業に係る現金・預金、売掛金、棚卸資産、立替金、前払費用、未収入金およびその他流動資産

(2) 固定資産

分割事業に係る建物附属設備、構築物、機械装置および建設仮勘定、工具器具備品、車両運搬具、ソフトウェア、保証金、長期前払費用およびその他固定資産

2. 負債（分割事業に属する負債）但し、分割設立時において、金銭債務として成立しているもの

(1) 流動負債

分割事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金およびその他流動負債

(2) 固定負債

分割事業に係る長期末払金、預り保証金およびその他固定負債

3. 承継する契約上の地位

分割事業に係る売買契約、継続的資材購入契約、不動産の賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位

4. その他

- (1) 分割事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社の承継が法令上可能であるもの
- (2) 分割事業に属する知的財産権およびノウハウならびにこれらの使用权および実施権

第2 労務契約上の権利義務

本計画書により本件事業に従事する当社の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員新設会社が引き継ぎ、以後新設会社の従業員として雇用する。

第3 重疊的債務引受

当社は、各債権者に対して重疊的に債務を引き受ける。

以 上

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社である株式会社アスモレーディングは、本件分割に際して1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社は、本件分割に際して株式会社アスモレーディングの全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、株式会社アスモレーディングが交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる株式会社アスモレーディング株式の適正かつ効率的な管理を行う上で上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 設立時資本金額	10,000,000円
(2) 設立時資本準備金額	0円
(3) 設立時資本剰余金額	株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から（1）および（2）の合計額を減じて得た額
(4) 設立時利益準備金額	0円
(5) 設立時利益剰余金額	0円

当社は、本件分割により設立する株式会社アスモレーディングの資本金および準備金等の額の決定にあたって、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、上記のとおり株式会社アスモレーディングの資本金および準備金等の額を決定いたしました。

当社は、上記①および②のいずれも相当であると判断いたしております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項 該当事項はありません。

第2号議案 新設分割計画承認の件（2）

1. 新設分割を行う理由

当社は、食肉卸売事業、給食事業および介護福祉施設の入居斡旋事業を営んでおり、さらに、平成24年7月2日付で株式会社アスモ介護サービスを100%子会社として設立し、訪問介護事業を新たに開始いたしました。

このような状況の下、競合他社との差別化を図り、安定的な収益を確保することは容易ではなく最大の課題であり、各事業分野においては、より一層の専門性が求められると認識しております。

今回その認識に基づき、迅速で的確な対応、業務の効率化および経営責任の明確化、さらには事業分野に適応した人材の採用、教育により将来を担う経営者の育成を目的として、給食事業の分社化を行い、さらなる企業価値の向上を目指すものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの新設分割の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画をご承認くださいますようお願いするものであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

本件新設分割設立会社の新設分割計画書

新設分割計画書（写）

株式会社アスモ（以下「当社」という。）は、当社の事業の一部を、新たに設立する株式会社アスモフードサービス（以下「新設会社」という。）に承継させるために会社分割（以下「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を定める。

第1条（目的）

当社は、当社の給食事業（以下「本件事業」という。）を新設会社に承継させるため、新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の本店所在地は、東京都新宿区西新宿三丁目2番7号とし、新設会社の商号、目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社アスモフードサービス 定款」のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名）

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 長井 尊、藤田純一、岡田秀樹
- (2) 設立時監査役 大西恭幸

第4条（新設会社が承継する権利義務）

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

第6条（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 設立時資本金額 10,000,000円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金額 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から（1）および（2）の合計額を減じて得た額
- (4) 設立時利益準備金額 0円
- (5) 設立時利益剰余金額 0円

第7条（分割期日）

本件分割の分割期日は、平成25年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第8条（分割条件の変更および本件分割の中止）

本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第10条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成24年10月26日

大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号
株式会社 ア ス モ
代表取締役社長 長井 尊

株式会社アスモフードサービス 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社アスモフードサービスと称する。

英文では、ASMO FOOD SERVICE CORPORATION
Nと表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給食事業の請負および管理
2. 飲食店の経営
3. 前各号に附帯関連する業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

第 6 条 (株券の不発行)

当会社の株式については、株券を発行しない。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (相続人等に対する株式の売渡し請求)

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第 9 条 (株主名簿記載事項の記載の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第 10 条 (質権の登録および信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第 11 条 (手数料)

前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
3. 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第13条 (株主の住所等の届け出)

当会社の株主および登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第14条 (募集株式の発行)

募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

2. 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
3. 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第15条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

第16条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第17条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第18条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

第20条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

第 2 1 条 (株主総会議事録)

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、代表取締役および取締役会

第 2 2 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は10名以内とする。

第 2 3 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、累積投票によらない。

第 2 4 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第 2 5 条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は社長とする。
3. 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

第 2 6 条 (業務執行)

社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

第27条（取締役会の設置）

当会社に取り締役会を置く。

第28条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第29条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしなくて取締役会を開催することができる。

第30条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第32条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 3 3 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 3 4 条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 3 5 条 (社外取締役の責任制限)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 役

第 3 6 条 (監査役の設置)

当会社に監査役を置く。

第 3 7 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は4名以内とする。

第 3 8 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第 3 9 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第41条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第42条（社外監査役の責任制限）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第44条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

第45条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

第46条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および前条の中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条（最初の事業年度）

第43条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の設立の日から平成26年3月31日までとする。

第2条（附則の削除）

本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除するものとする。

承継権利義務明細表

第1 資産および負債

新設会社（株式会社アスモフードサービス）は、本件新設分割の日において、下記に記載する分割事業に属する資産、負債、その他の権利義務を承継する。新設会社の承継する資産および負債は、平成24年8月31日を算定基準日とし、同日現在の当社の貸借対照表を基礎として、本件新設分割の日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産（分割事業に属する資産）

(1) 流動資産

分割事業に係る現金・預金、売掛金、棚卸資産、立替金、前払費用、未収入金およびその他流動資産

(2) 固定資産

分割事業に係る建物附属設備、構築物、機械装置および建設仮勘定、工具器具備品、車両運搬具、ソフトウェア、保証金、長期前払費用およびその他固定資産

2. 負債（分割事業に属する負債）但し、分割設立時において、金銭債務として成立しているもの

(1) 流動負債

分割事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金およびその他流動負債

(2) 固定負債

分割事業に係る長期末払金、預り保証金およびその他固定負債

3. 承継する契約上の地位

分割事業に係る売買契約、継続的資材購入契約、不動産の賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位

4. その他

- (1) 分割事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社の承継が法令上可能であるもの
- (2) 分割事業に属する知的財産権およびノウハウならびにこれらの使用权および実施権

第2 労務契約上の権利義務

本計画書により本件事業に従事する当社の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員新設会社が引き継ぎ、以後新設会社の従業員として雇用する。

第3 重疊的債務引受

当社は、各債権者に対して重疊的に債務を引き受ける。

以 上

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社である株式会社アスモフードサービスは、本件分割に際して1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社は、本件分割に際して株式会社アスモフードサービスの全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、株式会社アスモフードサービスが交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる株式会社アスモフードサービス株式の適正かつ効率的な管理を行う上で上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 設立時資本金額	10,000,000円
(2) 設立時資本準備金額	0円
(3) 設立時資本剰余金額	株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう。）から（1）および（2）の合計額を減じて得た額
(4) 設立時利益準備金額	0円
(5) 設立時利益剰余金額	0円

当社は、本件分割により設立する株式会社アスモフードサービスの資本金および準備金等の額の決定にあたって、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、上記のとおり株式会社アスモフードサービスの資本金および準備金等の額を決定いたしました。

当社は、上記①および②のいずれも相当であると判断いたしております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項 該当事項はありません。

第3号議案 取締役1名選任の件

当社の経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
おか だ ひで き 岡 田 秀 樹 (昭和41年6月3日)	平成13年9月 ソフトバンク・インベストメント(株) (現SBIインベストメント(株)) 入社 投資本部 平成16年11月 (株)メガ・イ (現(株)メガ・イホールディングス) 入社 管 理本部本部長 平成22年8月 当社入社 経営企画室 平成23年8月 当社 管理本部本部長兼経営企画室室長 (現 任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

＜株主提案＞

第4号議案は、株主からのご提案によるものであります。

第4号議案 監査役3名解任の件

1. 提案の内容

監査役土井義隆氏、監査役酒谷佳弘氏及び監査役中川秀三氏の3名の解任を求めるものです。

2. 提案の理由

取締役の職務執行に関する透明性、合理性についての業務監査が十分でないことから、監査役としての適格性を欠いているものと認識したため。

3. 取締役会の意見

本議案に関して、取締役会の意見はありません。

4. 監査役の意見の内容の概要

① 常勤監査役土井義隆氏の意見の概要

本議案に反対いたします。

取締役の職務執行に関する透明性、合理性についての業務監査が十分でないとのこと指摘に関して、具体的に示していただきたい。当社の監査役会並びに各監査役は、誠実に業務に取り組んでまいりました。

② 監査役酒谷佳弘氏の意見の概要

提案について具体性が無く、何をもって解任するとされているのかが全く不明です。私といたしましては誠実に職務に取り組んでおり、本議案について反対いたします。

③ 監査役中川秀三氏の意見の概要

株主提案の解任理由は抽象的であり、具体的な理由が記載されておりません。解任理由を推定しての意見ですが、株主提案の理由における「監査役としての適格性を欠いている」という判断は、間違いであります。

＜会社提案＞

第5号議案 監査役2名選任の件

第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の監査役の法定員数に欠員が生じるため、その補欠として、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の宇佐美孝二氏は、解任監査役土井義隆氏、また監査役候補者の福田徹氏は解任監査役中川秀三氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、それぞれ前任者の残任期間となります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
1	う さ み こうじ 宇佐美 孝二 (昭和48年4月9日)	平成19年12月 新日本監査法人（現、新日本有限責任監査法人）入所 平成23年9月 公認会計士登録 平成23年9月 宇佐美孝二公認会計士事務所 所長（現任） 平成23年10月 財務省近畿財務局理財部入省（現任） (重要な兼職の状況) 宇佐美孝二公認会計士事務所 所長	一株
2	ふ く だ とおる 福 田 徹 (昭和35年12月9日)	昭和59年4月 野村證券(株)入社 昭和61年1月 野村證券ロンドン現地法人 (Nomura International plc) 平成2年12月 野村インベスター・リレーションズ(株) 平成11年4月 ソニー生命保険(株) 平成16年4月 関東学院大学経済学部 講師（現任） 平成17年5月 (株)福田総合研究所設立 代表取締役社長（現任） 平成18年4月 國學院大學 講師（現任） (重要な兼職の状況) (株)福田総合研究所 代表取締役社長	一株

- (注) 1. 各監査役候補者は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福田徹氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は、大阪証券取引所の定める独立役員の候補者でもあります。

4. 福田徹氏を社外監査役候補者とした理由は、上場コンサルティングにおける内部統制制度・コーポレートガバナンス体制の構築、上場企業を中心に多数の会社に対してのIRコンサルティング等の実践を通じての知識・経験を有しており、このことに基づく適切かつ適正な意見の提供を取締役会等において得られることを期待して、社外監査役候補者といたしました。
5. 当社が知り得る限り、社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた時、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実はありません。
6. 当社が知り得る限り、社外監査役候補者について、以下の事項への該当はありません。
 - ① 当社の特定関係事業者の業務執行者であること。
 - ② 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役等としての報酬は除く。）を受ける予定があること、又は過去2年間に受けていたこと。
 - ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - ④ 過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。
 - ⑤ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。
7. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、候補者福田徹氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するというものであります。

以 上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

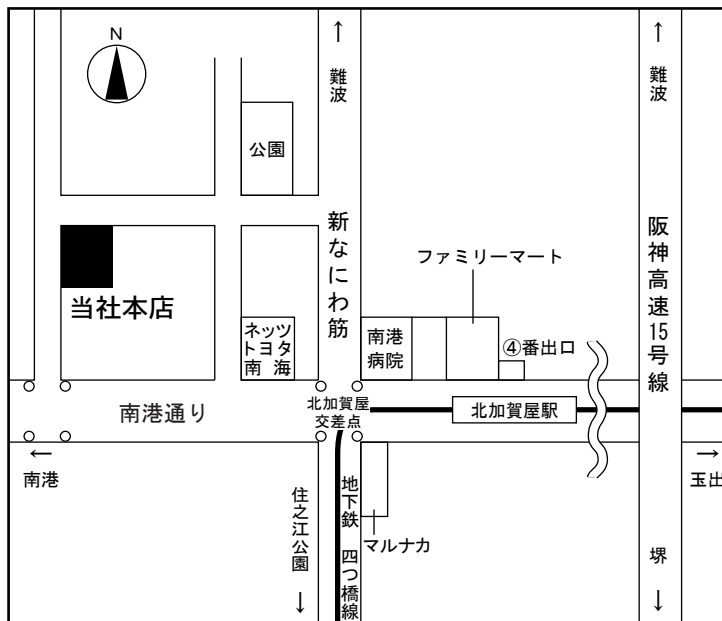
[illegible]

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内

会場 大阪市住之江区北加賀屋五丁目 7 番30号
当社本店 2 階 会議室



交通機関：地下鉄四つ橋線 北加賀屋駅④番出口より徒歩10分